

概要版

介護保険の住宅改修について

介護保険の対象となる工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更
- ・開き戸から引き戸等への扉の取り替え
- ・和式便器から洋式便器へ取り替え
- ・その他これらの工事に付帯して必要となる工事

◎ 保険給付の対象になるかをケアマネジャーや市にご相談ください。

◎ 工事を始める前に、市に申請(事前申請)をして承認を受ける必要があります。

住宅改修費の支給限度額

要介護状態区分に関わらず住宅改修費の上限20万円までが支給対象となり、そのうち自己負担は1割(一定以上の所得がある方は2割から3割)です。

※ 上限額を超える額は利用者負担になります。

※ 1回の工事で20万円に満たない場合は、何回かに分けて使うこともできます。

※ 引っ越しをした場合や要介護度が著しく重くなった場合は、再度支給を受けることができます。

介護保険適用の要件

- ・甲斐市の介護保険被保険者であること。
- ・要介護・要支援認定を受けていて、着工日と完成日が認定有効期間内であること。
- ・実際に居住している被保険者証に記載された住所の住宅の改修であること。
- ・ご本人が在宅であること。(入所、入院していないこと)

住宅改修費支給申請の流れ

相談

....

ケアマネジャーに相談します。



事前申請

....

工事を始める前に、甲斐市の窓口申請します。
(事前申請を行わずに工事した場合は、住宅改修費は支給されません)

必要な書類

- 事前承認申請書
- 住宅の所有者の承諾書
(改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合)
- 工事費見積書(被保険者氏名宛てで業者の印があるもの)
- 使用する部材のカタログの写し
- 平面図
- 改修前の写真(日付が入ったもの)※1
- 住宅改修が必要な理由書
- 居宅サービス計画
- 基本情報
- 居宅介護支援経過



許可

....

事前申請の審査の結果、市から申請者へ工事着工許可の連絡をします。



工事着工

....

工事を行います。※2
利用者は、改修費用を工事業者に全額支払います。



支給申請

....

工事が終わった後に、甲斐市の窓口申請します。

必要な書類

- 支給申請書
- 領収書の原本(被保険者氏名宛て)
- 工事費内訳書
- 改修後の写真(日付が入ったもの)※1



支給決定・支給

....

申請内容の審査の結果、支給が決定し、上限20万円の工事代金の9割(一定以上の所得がある方は8割から7割)を支給します。

※ 1申請時に提出していただく書類、写真等の詳しい説明は、ホームページ掲載の「介護保険による住宅改修 申請の手引き」をご確認ください。

※ 2事前申請で許可された改修内容を、無断で変更して工事をした場合、支給の対象外となる場合があります。変更する前にケアマネジャーと市に必ずご連絡ください。